

2026 年 6 月 12 日
国際興業株式会社

埼玉県内ほか 路線バス(乗合バス)の運賃改定の実施について

日頃より国際興業バスをご利用くださいまして、誠にありがとうございます。

国際興業株式会社(本社:東京都中央区、社長:黒滝 寛)は、2026 年 10 月 1 日(木)より埼玉県内の乗合バスの運賃および 65 歳以上の方対象の高齢者定期券「彩京のびのびバス」の発売金額を改定いたします。

お客様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定の概要

➤ 改定実施日

2026 年 10 月 1 日(木)

➤ 改定内容

① 埼玉県内の全路線*1 の普通旅客運賃(現行 240 円以下の区間のみ)

*1 東京都と埼玉県を跨ぐ路線の埼玉県内区間を含む、コミュニティバスを除く

② 「彩京のびのびバス」(65 歳以上の方対象の高齢者向け全線定期券)の発売額

2026 年 10 月 1 日～2027 年 3 月 31 日有効の下期分(9 月 16 日発売開始)より改定

➤ 運賃対比表(現行・改定)

	現行運賃 (2025/4/1)	改定運賃 2026/10/1～
	現金・IC	現金・IC
普通旅客運賃	220 円(初乗り運賃)	240 円
	230 円	
	240 円	250 円
	現行 250 円以上の区間は運賃を据え置きます	
定期券(通勤一ヵ月) ※初乗り運賃区間	(220 円区間) 9,810 円	(240 円区間) 10,700 円
彩京のびのびバス (六ヵ月)	25,000 円	28,000 円

- 現 220 円区間(初乗り運賃)および 230 円区間を 240 円に改定
- 現 240 円区間を 250 円に改定
※現行実施運賃が 250 円以上の区間については変更なし
- 彩京のびのびバス(高齢者定期券:半年間期間固定)の発売額を 25,000 円から 28,000 円に改定
※今回の運賃改定は、既に認可を受けた範囲内での「実施運賃」の変更となります

2. ご利用になる区間の新運賃額のご案内について

国際興業バス HP のお知らせページにて改定対象区間の運賃をご案内しております。

https://593lbus.com/news_details/id=4162

なお、「運賃・経路検索」での 10 月 1 日以降の新運賃表示については、現在準備中です。

3. 運賃改定に伴う定期券の取り扱いについて

- 金額式 IC 定期券は「設定金額」の範囲内の区間でご利用いただける定期券です。
ご利用区間を保証するものではありませんので、運賃改定前からご利用になられている定期券の「設定金額」と、ご乗車になる区間の「改定後の新運賃」とで差が生じる場合には、ご利用の都度、差額のご精算が必要な仕組みとなっております。
※改定前にお買い求めの 220 円区間有効の定期券で、運賃改定後に 240 円となった区間をご利用の場合、ご乗車ごとに差額 20 円の精算が必要となります。
- 改定前にお買い求めいただいた「金額式 IC 定期券」をお持ちのお客様で、改定後の新しい「設定金額(240 円・250 円)」への『継続販売』および、特例的な『買いなおし*2』をご希望される場合は、2026 年 9 月 17 日(木)以降 2027 年 3 月 31 日(水)までの間、弊社定期券発売窓口にて対応いたします。
また、年間通学定期券「ばすく〜る 365」をお持ちのお客様で、改定後も差額精算なく継続してご利用いただくための『書き換え』手続きを、2026 年 7 月 13 日(月)以降弊社定期券発売窓口にて対応いたします(無償)。
詳細につきましては、国際興業バス HP のご案内をご確認ください。
【金額式 IC 定期券】 https://5931bus.com/news_details/id=4169
【ばすく〜る 365】 https://5931bus.com/news_details/id=4176
*2 通用日数での無手数料払い戻し、および払戻日以降 14 日以内の任意の日付より新規扱いにて発行
- 「共通定期券(川 11・川 12 系統 / 北浦 03・南与 01 系統)」・「IC 一日乗車券」については、今回の運賃改定においては発売金額を据え置き、特別な手続きなくそのままご利用いただけます。

4. 改定理由について

弊社路線バス事業においては、少子高齢化や他交通手段との競合に加え、コロナ禍以降の生活様式の変化により極めて厳しい事業運営を余儀なくされております。このような状況から、2023 年に埼玉県内および東京都内にてそれぞれ約 26 年ぶりとなる運賃改定を実施し、経営の安定化と運転士の待遇改善に努めてまいりました。しかしながら、その後も以下のような急激な外部環境の変化が重なり、企業の経営努力だけで吸収することが極めて困難な状況に直面しております。

●燃料費および物価の高騰

昨今の急速な原油価格の上昇に伴い、燃料油脂費を中心とした物価高騰によるコストの大幅な増加が事業運営を大きく圧迫しております。

●「2024 年問題」に伴う更なる運転士確保・待遇改善

2024 年 4 月に適用された「改正労働基準法」および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」の改正に伴い、現行の運行水準を維持するためには、これまで以上の運転士の確保が必要な状況となっており、離職者の抑制や採用面においてさらなる待遇改善が必要と考えております。

これらのことから、公共交通としての弊社バス事業を、今後も安全・安定的に継続していくための施策の一つとして、今回の運賃改定を実施することといたしました。

弊社としては、今後も一層の経営努力を続けてまいる所存ですので、ご利用のお客様にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

運賃改定に関するお問い合わせ連絡先
運輸事業部 業務課
TEL:03-3273-1126
(平日 9:00~17:30)